

別添 6

定期建物賃貸借契約についての説明（借地借家法第 38 条第 3 項関係）

令和年〇〇月〇〇日

定期建物賃貸借契約についての説明

貸主 山形県立鶴岡南高等学校

校長 遠田 達浩

下記建物について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第 38 条第 3 項に基づき、次のとおり説明します。

下記建物の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記建物を明け渡さなければなりません。

記

1 建物

	財産名	所在地	貸付箇所	貸付面積
イ	致道館高等学校	鶴岡市若葉町 26 番 31 号	管理棟 1 階 多目的ホール	1.90 m ² (自動販売機設置台数 1 台)
ロ	致道館高等学校	鶴岡市若葉町 26 番 31 号	管理棟 1 階 多目的ホール	1.90 m ² (自動販売機設置台数 1 台)
ハ	致道館高等学校	鶴岡市若葉町 26 番 31 号	体育館 2 階 剣道場前 ホール	1.90 m ² (自動販売機設置台数 1 台)

2 契約期間

始期	令和6年4月1日から	5年間
終期	令和11年3月31日まで	

上記のとおり、借地借家法第38条第3項に基づく説明を受けました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

借主 住所

氏名

※この書面は、2通作成し、各自その1通を保有する。